

平成 20 年 7 月 22 日

申請者様 各位

株式会社 確認検査機構アネックス

## 制限業種確認のためのご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 6 月 20 日の建築基準法の改正により、指定確認検査機関指定準則が改定となり、平成 20 年 6 月 20 日に施行されました。

この改正における業務の制限の規定により、下記の制限業種の確認が必要となりました。本来ならば、申請物件に係る企業等を申請者様に申告して頂き、私どもでチェックすべきところなのですが、申請者様のご負担や処理の合理性等を鑑み、書面にて私どもの制限業種該当企業等を示し、確認していただくことと致しました。

今後、確認申請時には関係企業の確認をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。また、事後に該当する企業が発生した場合には、その旨お知らせ頂きます様重ねてお願いいたします。

### 改定指定準則 第 1 第十一号 制限業種

次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)とする。

- 一 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- 二 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- 三 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- 四 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

改定指定準則 第3第六号 確認検査の業務の体制、方法等について

確認検査員等（確認検査員及び補助員）は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。

- イ 当該確認検査員等
- ロ 当該確認検査員等の親族
- ハ 当該確認検査員等の関係企業等

公正中立な業務の遂行のためご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上